

平成21年度国の施策及び予算に関する要望（概要）

	事項	内容
1	地方分権改革の推進	<p>(1) 地方分権改革の確実な実現 基礎自治体優先の原則に立った役割分担の見直しを行い、事務移譲、税源移譲の徹底、義務付け・枠付け等の関与の見直し等真の地方分権を実現すること。</p> <p>(2) 地方税財源の充実強化 ①事務移譲に見合う実質的な税源移譲を行い、地方税中心の税体系への抜本的な再構築を図ること。新たな税源移譲の対象は、地方消費税等偏在性が小さく税収が安定的な税源とすること。 ②地方固有の税を地方間の財源調整に用いる方策は行わないこと。 ③道路特定財源の見直しに当たっては、税源移譲を主体に所要額が確保できるような確実な財源措置を講じること。 ④ 国庫補助負担金については国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものは地方に転嫁せず、地方の超過負担が生じないようにすること。その他の国庫補助負担金については、原則廃止し、都道府県負担分が削減されることによる区市町村財源への影響も含めて税源移譲すること。</p>
2	多様な保育環境の整備	<p>待機児を解消するとともに、多様な保育需要に対応するため、一定基準を満たした認可外保育施設を財政支援の対象となる保育制度の体系に含めること。</p>
3	ホームレス自立支援策の充実	<p>①明確な国の責任の下、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び基本方針に示されている施策の実現に向け、就労、福祉、医療、住宅等にわたる総合的な対策を講ずるとともに、必要かつ十分な財政措置を行うこと。</p> <p>②広域的な課題であるホームレスの都市部への集中化への対応について、地方公共団体と連携し、抜本的な対策を講じること。</p>
4	障害者施策の充実	<p>障害者数も多く、サービス基盤整備に力を入れている特別区において、限られた国の予算の中では、地域生活支援事業に係る事業執行額に対して十分な国庫補助額は期待できず、現在のサービス水準を維持することさえ困難となることから、統合補助金の事業別算定基準を明示した上で、十分な財政措置を講じること。</p>
5	介護保険制度の改善	<p>介護報酬を都市部の実情に見合う設定とするとともに、利用者への直接的な影響を抑制するための方策を講ずること。</p>
6	新型インフルエンザへの対策	<p>感染拡大の抑制及び大規模発生時の被害抑制のための措置を図ること。</p>

7	交通システム等の整備促進	<p>①運輸政策審議会答申にある整備予定路線の早期実現を図ること。</p> <p>②東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、区部周辺環状公共交通新設計画を具体化すること。</p>
8	都市計画道路の整備促進	<p>①国庫補助基準を改善し、特別区に重点的に国庫補助を配分すること。</p> <p>②街路整備事業の予算措置を特別区に重点配分すること。</p> <p>③連続立体交差事業を早期に完了させること。また、区が積極的に施行できるよう技術的、財政的な支援制度を拡充すること。</p>
9	災害応急対策の充実	<p>①高層住宅の、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化など、一層の防災対策を講じること。</p> <p>②スーパー堤防の早期整備を図るため、住居移転を促進する仕組みづくりや建築行為の規制などの方策を講じること。</p>
10	緑化対策の推進	<p>①保存樹林地及び市民農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すための土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。</p> <p>②保存樹林地等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する財政的支援を講じること。</p>
11	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	<p>①地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の総合的な対策を推進すること。</p> <p>②特別区が地球温暖化対策推進法の基づく地域推進計画を円滑に策定し対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類等の情報提供が行われる制度を整備するなど、十分な支援策を講じること。</p>
12	学校教育の充実	区立小中学校教職員の人事権を特別区へ移譲すること。

第31回オリンピック日本招致に関する要望（概要）

- ① オリンピック招致を国家プロジェクトとし政府による財政保証を確実に行うこと。
- ② 全国的な招致気運の醸成と外交も含めた招致支援体制を速やかに整備すること。
- ③ オリンピック競技大会に必要な道路等を着実に整備すること。